

新潟市 6 次産業化・農商工連携支援補助金要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、田園型政令指定都市を標榜する本市農業の持続的発展及び効率的で安定した魅力ある農業の担い手を育成するため、意欲ある農業者が今後の農業経営の発展のために取組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 農産物輸入自由化交渉による農業のグローバル化対応により国の農業政策が大きく転換されるなど農業をとりまく状況は大きな転換点を迎えている。そのような中、本市では農産物の付加価値向上、さらなる農業の振興、農業者の経営力の強化及び所得向上を図ることを目的に、6 次産業化・農商工連携による、新たな事業展開に対して支援する。

（補助対象等）

第 3 条 市長は、新潟市に住所を有し、自ら農業に従事する者（以下「個人」という。）、個人で組織する団体（以下「団体」という。）、共同販売経理を行う団体（以下「集落営農組織」という。）、農業を営む法人（以下「法人」という。）、及び新潟市に主たる事業所、製造拠点を有する食品関連企業が実施する 6 次産業化・農商工連携に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付の対象となる補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助対象事業費、補助率等は別表に掲げるとおりとする。

3 国、県、市又は財団等の補助金の交付を受ける事業は、6 次産業化・農商工連携支援補助金の交付を受けることができないものとする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、様式第 1 号（補助金交付申請書）を、市長に提出するものとする。

（補助金額の変更の承認）

第 5 条 事業主体は、規則第 10 条第 1 項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第 2 号（補助事業変更申請書）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 6 条 事業主体は、事業が完了したときは、事業が完了した年度の 3 月 31 日までに速やかに様式第 3 号（補助事業実績報告書）により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、事業主体が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散、協力関係を解除し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって失効する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（補助金等交付申請書）

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 住所

（法人にあっては所在地）

氏名 印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
平成 年度 新潟市 6 次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。）
- 5 補助事業の着手（予定）年月日
平成 年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日
平成 年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類
 - （1）収支予算書
 - （2）事業計画書
 - （3）事業費の 3 者見積もり
 - （4）事業主体である団体・法人の規約・定款の写し（個人の場合を除く）
 - （5）導入機械・施設等のパンフレット，修理にあたっては対象機械・施設等の写真
 - （6）設計図（据え置き機械・施設整備の場合）
 - （7）納税証明書（未納が無い旨記載されたもの）
 - （8）募集要項に定める審査書類
 - （9）その他，必要に応じて市長が求める書類

【補助金等交付申請書】添付書類（１）収支予算書

１ 収入の部

単位： 円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
補助事業者 負担額					
計					

２ 支出の部

単位： 円

事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

【補助金等交付申請書】添付資料（２）事業計画書（実績書）

事業名					実施年度		目標年度	
申請形態	☐ 農業法人 ☐ 集落営農組織 ☐ 農業個人（団体含む） ☐ 農業者と連携する食品関連企業							
補助対象事業	☐ 機械・施設整備支援 ☐ 販売支援 ☐ 機能性成分調査支援		☐ 加工食品供給 ☐ 直飲・直食施設 ☐ 農産物等直売所 ☐ 地場農産物販路拡大		☐ 新規 ☐ 拡大	☐ 購入・整備 ☐ 修理 ☐ リース ※機械施設整備のみ記載		
事業主体名								☐ 認定農業者 ☐ 認定就農者 認定番号
所在地 連絡先	電話 F A X メール							
連携先名称	※事業主体が食品関連企業の場合、連携する農業者について記載する。							☐ 認定農業者 ☐ 認定就農者 認定番号
所在地 連絡先	※事業主体が食品関連企業の場合、連携する農業者について記載する。							
	電話 F A X メール							
目 的 必要性	※機械・施設等の整備状況を踏まえ、新規・拡大の内容がわかるように記載する。							
加工食品 の内容	※機械・施設等の整備状況を踏まえ、原材料、加工方法、加工食品の内容がわかるように記載する（加工食品供給のみ記載）。							
主たる 生産農産物	※当該補助事業に関連する主たる生産農産物について、生産地、品種がわかるように記載する。							
事業概要	事業内容		構造・規模・能力等		数量・単価	事業費 (消費税を除く)	補助率	市補助金
						円	1 / 3	円
							1 / 3	
施工箇所 設置場所					計	円		円
関連事業	導入年度		事業名等					
			※国・県・市の補助事業の活用状況を記載					

項目 商品等	実施年度（平成 年）					目標年度（平成 年）				
	単価 (円)	販売数 (個)	売上 (万円)	経費 (万円)	利益 (万円)	単価 (円)	販売数 (個)	売上 (万円)	経費 (万円)	利益 (万円)
合計										
効果	【目標・事業効果】									

※当補助事業を使用する商品、農産品等について主要なものを記載すること。
 ※農産物等直売所、直飲・直食施設事業の場合、商品等、単価、販売数は記入不要。

様式第2号（補助事業変更申請書）

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

事業主体 住所

（法人にあっては所在地）

氏名 印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補 助 事 業 変 更 申 請 書

平成 年 月 日付け新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業について、
次のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
平成 年度 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 変更の内容

変更前

変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日
平成 年 月 日

様式第3号（補助事業実績報告書）

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

事業主体 住所

（法人にあっては所在地）

氏名 印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補 助 事 業 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
平成 年度 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精 算 額
- 3 補助事業の完了年月日
平成 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算にかかる収支明細
別紙「請求書及び領収書の写し」のとおり
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
 - （1）収支精算書
 - （2）実績書
 - （3）事業実施成果の写真（3枚以上を添付する）
 - （4）請求書及び領収書の写し
 - （5）その他、必要に応じて市長が求める書類

【補助金等実績報告書】添付書類（１）収支精算書

1 収入の部

単位： 円

項 目	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
補助事業者 負担額					
計					

2 支出の部

単位： 円

事業名	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

別 表

補助対象事業		補助対象者		新規	拡大	補助対象経費	採択基準（応募条件）	審査基準	補助対象 事業費	補助率	補助上限 金額
		農業者 ※5	食品関連企業 ※6								
機械・施設 整備支援	加工食品供給 ※1	○	○	○	○	・機械（購入、リース（1年以内）、修理）に要する経費 ・施設（整備）に要する経費 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料及び旅費、人件費は除く ※汎用性があり他の目的に転用できるものは除く	【農業者】 ・農業経営改善計画認定を受けている者（認定農業者） または新潟県就農計画認定要領第6条第1項の規定により認定を受けている者（認定就農者） 【食品関連企業】 ・農業者と連携して事業に取り組む中小企業者 ※8 【共通】 ・事業の新規又は拡大であること ・生産・出荷、販売計画が整備されていること ・当該地区内で生産された農産物を使用すること ・食品衛生法、薬事法、建築基準法等各種関連法令との整合性が図られていること ・購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること	別途 募集要項に記載	15万円以上	当該事業に 要する経費の 1/3以内	100万円
	地場農産物販路拡大 ※2	○	×	○	○						
	農産物等直売所 ※3	○	×	○	×		【農業者】 ・事業の新規であること ・農業経営改善計画認定を受けている者（認定農業者） または新潟県就農計画認定要領第6条第1項の規定により認定を受けている者（認定就農者） ・生産・出荷、販売計画が整備されていること ・当該地区内で生産された農産物を使用すること ・食品衛生法、薬事法、建築基準法等各種関連法令との整合性が図られていること ・購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること	別途 募集要項に記載			
	直飲・直食施設 ※4										
販売支援	農産物等直売所	○	×	○	○	・市場調査、広告・宣伝、食品検査、食品衛生・経理資格取得、経理・販売管理効率化、見本市・イベントへの出展、アンテナショップ・インショップの借店料（※7）に要する経費 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料及び旅費、人件費は除く ※汎用性があり他の目的に転用できるものは除く	【農業者】 ・農業経営改善計画認定を受けている者（認定農業者） または新潟県就農計画認定要領第6条第1項の規定により認定を受けている者（認定就農者） ・事業の新規又は拡大であること ・生産・出荷、販売計画が整備されていること ・当該地区内で生産された農産物を使用していること ・食品衛生法、薬事法、建築基準法等各種関連法令との整合性が図られていること	別途 募集要項に記載	15万円以上	当該事業に 要する経費の 1/3以内	100万円
	直飲・直食施設										
	地場農産物販路拡大										
機能性成分 調査支援	地場農産物販路拡大	○	×	○	○	・機能性成分・栄養成分等の定量分析 ・食品全般又は機能性成分等の安全性評価試験、機能性評価試験、関係論文の調査、機能性評価に関するシステムティック・レビューの作成 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料及び旅費、人件費は除く ※汎用性があり他の目的に転用できるものは除く	【農業者】 ・農業経営改善計画認定を受けている者（認定農業者） または新潟県就農計画認定要領第6条第1項の規定により認定を受けている者（認定就農者） 【食品関連企業】 ・農業者と連携して事業に取り組む中小企業者 【共通】 ・事業の新規又は拡大であること ・生産・出荷、販売計画が整備されていること ・当該地区内で生産された農産物を使用すること ・食品衛生法、薬事法、建築基準法等各種関連法令との整合性が図られていること	別途 募集要項に記載	15万円以上	当該事業に 要する経費の 1/3以内	100万円
	加工食品供給	○	○	○	○						

脚注

- ※1加工食品供給農産物（米・野菜・果樹等）や畜産物（肉・乳・卵等）を加工した商品を製造し、流通、販売すること
- ※2地場農産物販路拡大自ら生産した農産物（米・野菜・果樹等）や畜産物（肉・乳・卵等）を自ら販売すること
- ※3農産物等直売所自ら生産した農産物（米・野菜・果樹等）や畜産物（肉・乳・卵等）を販売する小売店舗
- ※4直飲・直食施設自ら生産した農産物（米・野菜・果樹等）や畜産物（肉・乳・卵等）を調理、提供する飲食店舗
- ※5農業者新潟市に住所を有し、自ら米・野菜・果樹等の生産や畜産を営む個人、個人で組織する団体、共同販売経理を行う団体、農業を営む法人
- ※6食品関連企業新潟市に主たる事業所、製造拠点を有する食料品製造業者、農水産品加工業者
- ※7アンテナショップ・インショップの借店料アンテナショップ、インショップは開設に要する経費を対象とし、借店料への支援は6カ月以内とする
- ※8農業者と連携して事業に取り組む中小企業者資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業に属する事業を主たる事業として営むもので事業実施年度において取引のある農業者と連名で申請できる者